

京都市告示第 1 4 1号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託しました。

平成 2 9 年 5 月 1 7 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収業務の内容	委託期間
久我の杜生涯学習プラザ 管理運営協議会	京都市久我の杜生涯学習プラザ の施設及び附属設備使用料の徴 収	平成 2 9 年 4 月 1 日から 平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

(都市計画局住宅室住宅政策課)